

令和 8 年度高岡市北部地区観光商品造成・情報発信業務仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度高岡市北部地区観光商品造成・情報発信業務

2 趣旨

高岡市北部地区（伏木・太田地区等）は、国宝・勝興寺や雨晴海岸などの優れた観光資源を有している。現在、雨晴海岸周辺には多くの観光客が訪れている一方で、伏木地区周辺は、能登半島地震の影響により、依然として観光客の回復が遅れている現状にある。

本業務は、集客力のある雨晴海岸周辺等を起点として、市内北部地区へ観光客を誘客する周遊ツアーの造成に向け、インバウンド層や富裕層の満足度を高める魅力的なコンテンツの企画・造成を行うものである。これにより、震災の影響が残るエリアの観光需要を回復・拡大させることを目的とする。

併せて、特定事業者への不当な利益供与や民業圧迫とならないよう、本業務は市が地域全体の稼ぐ基盤（誰もが利用できるコンテンツとツアー）を整備するための初期投資として位置づける。

さらに、本業務は「委託期間終了後、受託者が地域の受入窓口（ランドオペレーター等）として、自らのリスクと計算において当該コンテンツの手配・継続販売（自走化）を担うこと」を大前提として設計している。単なる一過性の打ち上げ花火に終わらせないため、受託者が初期投資のメリットを活かし、事業終了後に地域の受入窓口として責任を持って事業を引き継ぐ体制を構築することを、本事業の基本方針とする。（※具体的な体制構築の要求事項については、第 5 項において規定する。）

なお、本業務は次年度の「モニターツアーや FAM ツアーの実施（実証実験）」および、その後の「コンテンツの本格的な販売開始（自走化）」との連続性を前提として設計している。本業務の履行状況が優秀であると認められ、かつ次年度に関連する予算が成立した場合に限り、引き続き同一事業者と随意契約により次年度業務を委託する場合がある。（※本仕様は次年度予算の成立を保証するものではない）

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 委託上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

(1) 基本事項

- ・本事業は、観光庁「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域未来交付金）」（以下、「交付金」という。）の採択を受けて実施する事業であるため、受託者は同事業

のマニュアルや交付規程等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

- ・本委託費の算定および執行において、汎用性のある備品（パソコン、カメラ等のハードウェア）の購入費や、初期検証・協議における酒類を伴う飲食代など、交付金対象外となる経費は含めないこと。
- ・受託者は、以下の(2)から(5)までに記載された業務を一体的に実施し、本事業終了後の自走化を見据えた体制を構築すること。
- ・受託者は、本業務全体の実施方針、業務工程、実施体制、連携先、リスク管理方針等を記載した実施計画書を作成し、市の承認を得ること。
- ・実施体制には地元の観光事業者等（特に市内の宿泊施設は必須とする）を構成員または明確な連携先として位置づけること。なお、将来的な自走化（受託者自身による持続的な事業運営）を見据え、本業務における体験提供施設や宿泊施設等の地域関係者との連絡・調整・交渉は、すべて受託者の責任において直接実施することとし、原則として市は仲介を行わない。また、将来的な手配業務等を見据え、旅行業法に基づく登録を有する事業者を代表または構成員に含む共同企業体（コンソーシアム）での参加も認める。
- ・再委託先については、本市の自立的かつ持続可能な観光地域づくりの観点から、高岡市内の事業者を可能な限り優先的に選定すること。

(2) 北部地区における観光資源の棚卸しおよび受入体制（ランドオペレーター機能）の構築

次年度以降に継続販売が可能なコンテンツを造成するため、地域の担い手との信頼関係を構築しつつ、実現可能性の調査および受入スキームの構築を行うこと。

① 地域資源の洗い出しと課題整理

- ・フィールドワーク等を通じて素材を収集・整理すること。

② 関係者へのヒアリングと合意形成

- ・観光業が本業ではない伝統工芸職人、寺院、歴史的建造物の管理者、飲食店等に対し、観光客受け入れにおけるハードル（時間、人員、言語、施設環境等）をヒアリングし、協力の内諾（合意形成）を得ること。
- ・連携先となる市内の宿泊施設に対しては、単なるツアーの経由地としてではなく、宿泊客の滞在動線・隙間時間に合わせた体験提供時間の共同設計や、フロント等を通じた販売・送客スキーム（宿泊者限定プランの造成等）の構築について協議し、相互に送客し合う連携体制を図ること。

③ 予約管理・精算スキームの構築

- ・地域の事業者が直接予約や精算を処理することが困難な場合に備え、受託者が地域の窓口（ランドオペレーター）となって予約管理・精算を一元的に担うためのスキーム（業務フロー・手数料設定等）を構築し、関係事業者と合意形成を図ること。

(3) 観光商品（コンテンツ・モデル周遊ツアー）の造成および BtoB 向けタリフの作成

国内客およびインバウンドの双方を視野に入れた地域の高付加価値化を実現する観光商品の設計図および取引条件を策定すること。

① ターゲットの明確化

- ・本業務において造成するコンテンツのメインターゲットは、本物の歴史や文化体験に高い価値を見出し、相応の対価を支払う「インバウンド FIT 層（特に金沢・白川郷・高山等の隣接地に滞在する欧米豪旅行者等）」および「国内の知的好奇心層・富裕層」とする。

② コンテンツの造成

- ・2～4 時間程度で体験・体感可能なものを 3 つ以上造成すること。1 つは冬向けのコンテンツとすること。

③ 営業提案用モデル周遊ツアーの造成

- ・外部の旅行会社が自社商品としてパッケージ化しやすいよう、上記コンテンツを組み込んだモデル行程（タイムスケジュールや移動手段の目安を含む）を、日帰り 1 本、市内宿泊 1 本の計 2 本以上造成すること。1 本は雨晴・伏木地区をセットとした周遊ツアーとし、団体客対応および少人数（個人）対応の双方を想定すること。

④ BtoB 向けコンテンツタリフ（料金表・取引条件書）の作成

- ・地域の事業者に適正な対価が還元され、かつ受託者がランドオペレーターとして持続可能な収益を得られるよう、NET 価格（卸値：地域事業者の取分＋受託者の手数料）および参考上代を勘案した「BtoB 向けコンテンツタリフ」を作成する。タリフには、設定価格、催行人員、キャンセルポリシー、手配・精算の流れ（窓口は受託者とすること）を明記すること。なお、価格設定にあたっては、インバウンド層や富裕層をターゲットとした高付加価値商品の造成という本事業の趣旨を踏まえ、安易な低価格設定は避け、提供価値に見合った十分な収益性を確保すること。最終的な価格（NET 価格および参考上代）と、その積算根拠（原価、手数料率、地域関係者への還元額等）については、市と協議のうえ確定するものとする。

(4) 需要調査を兼ねた情報発信および初期検証（テストマーケティング）

単なる一方通行の宣伝ではなく、「どのようなコンセプトが市場に響くか」を検証する市場調査として情報発信を位置づけ、認知度向上を図るとともに、本委託期間内に需要のデータ収集を行うこと。

① ビジュアルコンセプトおよびプロモーションツール開発

- ・造成予定の観光商品の魅力を想起させる高品質なイメージ写真の撮影、ロゴ・キャッチコピー等のクリエイティブ制作を行うこと。
- ・SNS 広告や公式アカウント等での情報発信に活用できるよう、用途に合わせたバナー画像および SNS 投稿用クリエイティブ（複数サイズ・複数パターン）を制作すること。

- ・造成した観光商品を、外部の旅行会社（BtoB）および一般消費者（BtoC）の双方へ案内・営業するためのチラシ（フライヤー）デザインを制作すること。なお、チラシの印刷製本は不要とし、PDF や編集可能な電子データ（Illustrator 形式等）による納品で可とする。

② 多様な手法を用いた需要調査および初期 PR・検証の実施

- ・ターゲット層の反応や市内北部地区への周遊意欲を定量・定性的に計測・分析するための需要調査を実施すること。調査手法は、雨晴海岸周辺など既存の集客拠点における実地調査（ヒアリングやパネルを用いたシール投票等）を含め、限られた期間と予算内で最大のデータが得られる最適な手法を受託者が自由に企画・提案すること。
- ・また、スケジュール内で確実な成果を得るため、本委託期間内に造成したコンテンツを「いつでも販売開始できる状態（予約 WEB ページの公開や OTA への掲載準備等）」まで構築した上で、プレスリリース等による記者発表や初期プロモーションを実施すること。
- ・さらに、より精度の高い商品性および受入体制の検証を目的として、旅行会社や地域関係者を対象としたプレツアーを実施すること。
- ・受託者は企画提案時において、提案する調査・PR・検証手法に応じた KPI（例：実地調査の目標回答数、プレスリリース配信後の目標メディア掲載数、WEB ページの目標アクセス数（PV）、プレツアーの参加者数など）を設定すること。

③ メディアタイアップ等の企画提案

- ・次年度以降の本格展開を見据え、ターゲット層（例：日本人の個人客、特定の専門誌など）にアプローチできる雑誌や WEB メディアとのタイアップ、インフルエンサー等の起用プラン企画・提案する。

(5) 今後の事業展開を見据えた自走化事業計画および次年度実証実験計画案の策定

受託者が委託期間終了後に本コンテンツの受入窓口として自立するための計画と、本格実証に向けた計画を策定させること。

① ランドオペレーターとしての自走化事業計画書の策定

- ・本業務で造成したコンテンツについて、受託者が地域の受入窓口（ランドオペレーター等）として継続的な手配・販売業務を担うための事業計画書を策定すること。

② 次年度実証実験実施計画書の策定

- ・本年度の調査およびテストデータに基づき、次年度の本格的な実証実験を想定したモニターツアーや FAM トリップの実施時期、招聘ターゲット、評価項目、運営体制、および概算見積書を作成すること。

6 成果物（納品物）

受託者は、業務完了時に以下の書類を電子媒体（PDF 等）および指定する形式で提出すること。

- (1) 業務完了報告書・経費精算書（証憑類含む）
- (2) 実現可能性調査およびヒアリング・受入スキーム構築報告書
- (3) 観光商品造成（コンテンツ 3 つ、ツアー 2 つ等の設計図）
- (4) BtoB 向けコンテンツタリフ（料金表・取引条件書）
- (5) 初期検証実施実績報告書（需要調査結果、初期 PR 実施結果、プレツアー実施結果等）
- (6) ビジュアルコンセプト（撮影した写真、ロゴ、キャッチコピー等一式）
- (7) プロモーションツール（バナー画像および SNS 投稿用クリエイティブ、BtoB および BtoC 向けチラシ）
- (8) メディアタイアップ等の企画提案書
- (9) ランドオペレーターとしての自走化事業計画書
- (10) 次年度実証実験実施計画書および概算見積書

7 成果物の権利帰属および利益の取扱い

(1) 知的財産権の帰属と無償利用特権

本委託業務によって生じた一切の成果物（コンテンツの企画、行程、マニュアル、写真・映像データ、テキスト等）の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の知的財産権は、納品と同時に高岡市に帰属するものとする。高岡市はこれらを地域の観光振興のために無償で広く公開・活用できるものとする。

ただし、受託者が委託期間終了後に本コンテンツの手配・受入窓口として継続して運営（自走化）する場合に限り、高岡市は受託者に対し、当該成果物の無償利用を優先的かつ長期的に許諾するものとする。受託者が継続的な手配業務を停止した場合、高岡市は当該成果物の利用許諾を取り消すことができる。

(2) 委託期間中の初期検証における収益の取扱い

本委託業務の枠内、あるいは連動して行うテスト販売等において、受託者に直接的な旅行代金等の収益（販売利益）が発生する場合は、その取扱いや精算方法について、必ず事前に高岡市と協議し、その決定に従うものとする。

8 データ保存・調査等

- (1) 委託者は、本業務の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、受託者に対し、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに誠実に応じるとともに、本業務に関連して取得又は作成したデータ等について委託者から提供を求められた場合には、法令及び契約内容に支障のない範囲で、可能な限りこれを提供するものとする。
- (2) 本事業は、高岡市の監査対象事業であるとともに、交付金を活用するものであり、会計検査院による会計実地検査の対象となっていることから、受託者は、業務に伴い収集、作成したデータや経理に関する帳簿は、事業終了後 5 年間適切に管理すること。また、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、委託

者は受託者に対し、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は求めに応じて積極的に協力すること。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、市と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するため、市は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務で取り扱うこととなる個人情報の計は適切に行うこと。
- (5) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、高岡市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。
- (7) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。
- (8) 本仕様書は、プロポーザル用であり、委託候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。